

# 誓約書

令和 年 月 日

半田市長 殿

住 所

氏 名

半田市 町 丁目 番地において使用するグリース阻集器の維持管理については、下記事項を遵守します。

## 記

- 1 バスケットに溜まったゴミ(たい積残さ)は毎日除去し、一般廃棄物として処理します。
- 2 阻集グリース除去を週に 回以上（多い場合には毎日）、専門業者による阻集器全体の清掃を6カ月に1回以上行います。
- 3 除去したグリース及びたい積残さは、産業廃棄物として処理します。